



平成26年  
8月19日(火)  
第9225号

目次

ページ

告示

- 土壌汚染対策法による区域指定 (環境保全課) 2
- 解除予定保安林 (森林保全課) 2

公告

- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請 (NPO・多文化共生推進課) 2
- 都市計画道路の変更に係る縦覧 (都市計画課) 3
- 都市計画公園の変更に係る縦覧 (同) 3
- 道路位置の指定 (建築住宅課) 3

選挙管理委員会告示

- 政治団体の名称等 4
- 政治団体の異動事項 4
- 政治団体の解散届出 6
- 資金管理団体の名称等 7
- 資金管理団体の異動事項 7
- 資金管理団体の指定取消し 7

監査委員公告

- 監査結果の公表 8
- 監査結果に基づく措置状況 11

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第237号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成26年8月19日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 指定する区域 安中市磯部一丁目字二本木36番8
- 2 指定に係る特定有害物質の種類
  - (1) 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 六価クロム化合物、シアン化合物、一・一・ジクロロエチレン、シスー一・二・ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン並びにほう素及びその化合物
  - (2) 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 六価クロム化合物、シアン化合物並びにほう素及びその化合物

## ◎群馬県告示第238号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成26年8月19日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除予定保安林の所在場所 甘楽郡下仁田町大字西野牧字毛地14550の1・字猫分14589の1・14595の1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林保全課及び下仁田町役場に備え置いて縦覧に供する。

**■ 公 告**

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部NPO・多文化共生推進課において縦覧に供する。

平成26年8月19日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成26年7月9日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人プラザ